

第 2 回 門真市廃棄物減量等推進審議会議事録

「粗大ごみの有料化」について、門真市廃棄物減量等推進審議会に「粗大ごみの適正な費用負担の導入に関する計画について」を審議いただいております。

審議会での議事の要点は次のとおりです。

開催日時：平成 19 年 4 月 23 日（月）午後 2 時から午後 4 時 20 分まで

会 場：門真市リサイクルプラザ 5 階会議室

出席委員：14 名 / 15 名中

○議事内容の市民周知の方法について

- ・審議会等の会議の公開に関する指針の 7 に「公開した会議の会議記録を市情報コーナーで市民の閲覧に供すること等」とありこれに基づいて公開したい。

（第 1 回審議会第 2 回からの審議会を公開すると決めたことによる傍聴要領・公開要領の審議）

○傍聴者を 10 人と定めた理由について

- ・会場のスペースからの判断で 10 人と定めているが会議公開要領で「会議の都合等により増減できる」との定めがあるので審議会で審議し増減することができる。

○審議内容をホームページに載せることについて

- ・ホームページは現代においてより多くの人に知らせる手段。

○「ごみ有料化」に関する基本的な考え方について

- ・ごみの減量化推進、住民意識の向上、受益者負担による公平性の確保を図ることを目的とし平成 20 年 4 月 1 日より、現在 4 週に一回収集している家具等の粗大ごみに対して、その最大の辺又は径の長さが概ね 30 cm を超える耐久消費財等の粗大ごみについて有料化。（申込み受付は 3 月より行う。）
- ・収集方法は原則戸別。マンションや団地についてはそれぞれの集積場所。
- ・収集申し込み受付は、仮称「粗大ごみ受付センター」（民間委託）を設置し月曜から金曜日の 9 時から 17 時に受付。
- ・基本料金を 300 円とし 5 区分の段階別料金を設定。徴収方法は市民の立会いが不要なシール方式とし、シールの販売所として利便性を考え公共施設・コンビニエンスストア・郵便局などを選択肢とする。
- ・市民周知は地域説明会開催や出前説明会等の実施により図りたい。

（以上の「ごみ有料化」に関する基本的な考え方について）に対する委員の意見。）

- ・有料化を実施する目的（負担の公平化・減量化・ごみ処理費用削減）を市民によく知っていただく事が重要。有料化と聞くと自分の負担が増えるという考えが浮かぶと

思うが有料化は多く出す人が応分の負担をするという点で望ましいことだということ
とを理解していただく必要があると思う。

- ・地球環境保全など、なぜ減量化するかという十分な説明をする必要がある。
- ・ごみ処理にどれだけ費用がかかっているとか具体的な提示も必要なことと思う。
- ・減量化するための方法として有料化がベストかどうか、なぜ粗大ごみを有料化の対象とするかとか納得できる説明が必要。

(委員意見に対する市の考え)

- ・審議会での意見のまとめを「広報かどま」で別刷りの説明をするとか、地域説明会用の冊子を作り地球環境に対する配慮につながることも載せて、より理解を得られるようにしていく考えである。

○ 申し込みから収集までの手順について

- ・民間委託の仮称「粗大ごみ受付センター」を設置し、粗大ごみ（１ヶ月に５点まで）を出す人は受付センターに申込みをしていただく。
- ・受付センターは氏名・住所・排出品目・排出場所等必要な事項を聞き取り、金額を決定。粗大ごみ処理券を購入してもらうなどの説明をする。
- ・申込者は指定された額分のシールを排出物に貼って決められた日に出す。受付センターは受付データを環境センターに送信しそれに基づいて収集を行なう。

(以上の「ごみ有料化」に関する基本的な考え方についてと申し込みから収集までの手順説明に対する委員意見)

- ・「ごみ有料化」に関する基本的な考え方についての説明に対して問題はないか。有料化の方向で今後、審議を進めることとしてよろしいか。(委員了承)
- ・有料化への基本的な考え方はこれでよいと思う。
- ・申し込みから収集までの手順について個別に受付センターに電話して、収集してもらうシステムであるとの提案があった。

受付センターは民間委託でないためなのか、その理由は。

ごみの対応について各市用語の使い方など、かなりのばらつきがあるように感じる。
今回は豊中市をイメージされているようだが、近隣市で粗大ごみ有料化を実施している枚方市が良いのでは。

システムの苦情処理について、どのように対処するのか。例えば不法投棄をするものが出てくると思う。苦情等には誰が対応するのか？

有料化にともなう不法投棄への対処方法は。

(委員意見に対する市の考え)

市職員で対応するより人件費が安くつく。

基本的には枚方市・豊中市をモデルとして、両市の良いところを取り込みたいと考えている。枚方市には本市職員を収集現場に派遣し調査・研究済みでありシステムとしては、より枚方市に近いものを取り入れたほうが良いと考えている。市民周知の冊子等についても同様の考えである。

受付システムに関しては受付センター。不法投棄などは市で対応。

不法投棄物について一定の措置（近所への聞き取り調査など）を経て最終的には衛生上の理由などから行政で処分せざるを得ない考える。

に対するその他の意見

- ・最終的に持ち帰るとマナーを守らないものが不法投棄を繰り返すことになると思うが。
- ・そのことは有料化していない現状でもあることで良識に委ねるしかない考える。

○粗大ごみ手数料の考え方（手数料積算の根拠）について

- ・資料説明。（粗大ごみを処理する工程及び17年度の廃棄物処理に要した費用（決算額）を基にした処理コストの説明。処理工程については、収集運搬→粗大処理（破碎）→焼却→最終処分となっている。

処理コストは、1トン当たり 収集運搬 29,083 円、 粗大処理（破碎 31,053 円） 焼却 24,102 円、 最終処分 9,688 円で合計 93,926 円となる。1kg 当りは約 94 円。既に有料化が導入されている各市の状況等も鑑み家庭系ごみ処理 10kg 当りのコストの約 30%（300 円）を基本料金として、各品目の重量や長さ、処理の困難性等を検討し 5 区分の料金を設定する説明を行なう。

（以上の「粗大ごみ手数料の考え方（手数料積算の根拠）」についての委員意見）

根拠となる数字はごみ全体か、それとも粗大ごみに係るトン数なのか。

ここで計算している収集運搬費用というのは、粗大ごみではなくて家庭系ごみ全体の費用に対してという考え方でよいのか。

家庭ごみの処理に係る費用がどれだけかかっているかを根拠とし、その 30%を負担いただく。それが 10kg 300 円ということになるということであるとの説明があった。粗大ごみ処理に係る費用を根拠とするか、家庭系を含めたごみ全体にかかる費用の 30%にするかでは大いに違いがあるのでは。

一般ごみ・粗大ごみをひっくるめた数字を出されている。粗大に係る費用というのが見えない。粗大ごみを有料化するのに家庭ごみから試算した処理費用というのは理解されにくいのでは。

それをどうするかということ。一緒にするのか、粗大のみとするのか。

今回は粗大ごみをどうするかということであり、一般ごみを含めた計算となるとそれは違うということになりはしないか。

粗大ごみについてその処理にこれだけかかっているからこれだけ負担をとというのはない。ごみ全体でこれだけかかっているのですその3割を負担してくださいというものであるが市民の理解が得られるかどうか。

粗大ごみのみに係る費用を出すのは無理なのか。

(委員意見に対する市の考え)

市が直営で集めている家庭系ごみの数字である。

家庭系ごみ全体に対してである。

全ての家庭系ごみを対象として、10kg当たりどれくらい費用がかかっているかということであり、粗大ごみに限定したものではない。

まず、ごみの焼却に関して人件費がどれだけかかっているかを公表したい考えがあり、資源化施設での人件費・物件費は反映させていない。ごみの処理に対してどれくらいの費用がかかっているかということについて公表し理解を得たいと考えており、粗大ごみのみの費用の算出は困難である。

その理由として、今回有料化対象とする30cmを超える粗大ごみ等について現在収集している粗大ごみの中から抽出しその分についての処理費用を算出することは困難であることから家庭系ごみ(この中には粗大ごみ自体も含まれる・・・処理費用は特定不能)から試算した手数料を割り出したものを料金設定の根拠とさせていただいた。

○「有料化とする粗大ごみについて」

一覧表資料により説明。(現段階で有料化の対象としているもの。最大の辺又は径がおおむね30cmを超えるもの。)粗大ごみを有料化している各市の定義・手数料・処理券の状況一覧資料も合わせて説明。

(以上の「粗大ごみ手数料の考え方(手数料積算の根拠)」についての委員意見)

- ・ 有料化各市基本料金300円が大体の基準あるいは市によっては400円というところもあり、300円が妥当かと考える。

資料には「おおむね」との標記があるが「おおむね」ではなくきっちり30cmと決めるべきでは。30cmを超えると書いている以上、きっちりするべき。あやふやな表現ではいけないのではと思う。具体的には30cmが基準と考える。

(委員意見に対する市の考え)

有料化各市の「粗大ごみ有料化の定義一覧」の標記も同様の表現である。

○「粗大ごみの収集方法と徴収方法」について

- ・ 受付センターに申込み、料金を決定し、料金分の処理券シールを購入いただき現場での現金のやりとりはなく、収集は原則戸別（集団住宅の場合は集積場所）にお出しいただく。収集は月 1 回、定められた日に 5 点まで排出いただく。6 点以上の場合は臨時での収集体制を確保。

（以上の「粗大ごみの収集方法と徴収方法」についての委員意見）

収集時に受付センターとのやり取りで聞いた大きさと違った品目が排出されていた場合でもゆとりある判断が必要と考えるが。

- ・ ごまかしなどあっては困るが市民の良識に委ねなければならない。

普通ごみは戸別収集していないのに有料ごみは戸別収集することについての市民への説明は。

粗大ごみに名前を書いて出すことはどうか。

責任の所在をはっきりさせることが必要。

（委員意見に対する市の考え）

市民と受付センターとのやり取りで決定になった場合、収集時に多少大きさが違っていても収集する考え。

集積場所だと便乗排出のおそれがある。

審議会で名前を記入するご意見がまとまったらそのようにさせていただく。

（時間の関係で名前を書くかどうかは次回に諮ることとされた。）

- ・ 本日審議した内容は概ね妥当ということでよい。
- ・ 了承